

第1回定例会

5名の議員が町政全般にわたり理事者の考えを質しました。

・一般質問

一般質問



安田 一彦 議員

佐呂間厚生病院の運営について

佐呂間厚生病院の 建替計画はいつ頃か！

町長へ平成22年までに方向性なり

実施計画が必要と考える。

【質問】佐呂間厚生病院運営委員会についてお知らせください。委員会構成、年に何回開催したか。議案の内容、委員の出席状況。

【答弁】(町長)

佐呂間厚生病院関係者を除く13名で構成され、一号委員は農協代表3名、二号委員は町及び議会からの代表が4名、三号委員は経済団体の長3名、その他の団体代表3名で、任期は3年です。は、昨年は11月20日の1回開催でした。は、病院の沿革、職員の配置状況、病院の収支、患者の利用状況、経営内容等の説明を受けたあと協議となります。平成20年度は委員10名、道厚生連副会長、病院長を含む16名です。

【質問】佐呂間厚生病院の年度末収支決算の数字は、いつの時点で、どのセクションで把握できますか。

【答弁】(町長)

厚生連の会計年度は4月1日～3月31日で、年度終了後の厚生連総会の場です。毎月の運営状況、損益計画対照表、患者数の動向等が町に報告があり、月ごとの運営状況が分かることとなります。

【質問】経営の内容にどのような形で関わっているのかお知らせください。

【答弁】(町長)

昭和26年に町立の国保病院として58床で開設し、浜佐呂間と若佐両診療所を分院として吸収、昭和36年北海道厚生連に経営を委託し、佐呂間厚生病院として79床の公的病院

として開設する。以来、土地建物、一部医療機器は町の財産とし、経営全般を厚生連が担っている。平成7年の覚書で運営助成について、損失の場合は2/3の助成を行うこととしたが、平成19年の医療制度改革時に損失金は全額負担となりました。

【質問】赤字経営の場合は全額負担となったが、負担金の対応の仕方をお知らせください。

【答弁】(町長)

不採算地域の公的病院の赤字負担に対する特別交付税のルール化が、平成20年度は1床につき68万円と決定、さらに21年度からは1床120万円に拡大され、本町の特別交付税の上限額は8040万円に設定されています。

【質問】平成24年で介護療養型病床14床が廃止となるが、

対策をお知らせください。

【答弁】(町長)

3つの選択枝があり、14床を廃止し53床とする。14床を医療保険適用の療養型ベッドにする。14床を老人保健施設へ方向転換する方法があります。厚生連へは当病院の最良の運営方法を示してもらおうと伝えており、それに対し町の計画も考えたいと思います。最適な計画は建物の建築にも関わってくるものと考えます。

【質問】この結論を出すタイムリミットはいつ頃と考えておりますか。

【答弁】(町長)

平成22年までの早い時点に方向性なり実施計画が必要と考えています。過去の試算は67床の新築で22億6千万円、職員住宅に1億5千万円で計24億円との見込みでした。

【質問】地域医療関係について、どのような形で町民に告知しますか。

【答弁】(町長)

厚生病院は地元の人びとに活用していただく。早い機会にも広報誌で掲載しながら厚生病院の状況や将来的に新築する流れを含めて告知します。

第1回定例会

・一般質問



船木 淳一 議員

佐呂間町教育行政の推進について

一学期制となった場合の波及効果は？

教育長「各学期が長いスパンとなり、学力等の向上に期待します。」

【質問】平成21年の教育行政推進方針に当たって、3点の重要項目を掲げている中の新学習指導要領へのスムーズな意向に配慮することに関し次の3点についてお伺いいたします。

二学期制の導入における移行への経過と授業時数が増加することによる教育への波及効果と、近年低下したといわれている学力と体力の向上対策との関連について

教員免許更新制度の導入における教職員の資質の向上と自らの業務を評価する自己評価と保護者と学校評議員からの外部評価による学校評価との整合性について

小学校5、6年生に必修化される英語課目に対応できる学校体制について

【答弁】（教育長）

については、新学習指導要領では、授業時間増が示されていますが、現行の3学期制ではこれ以上の時間の確保は難しく、管内の多くの学校で導入している経過なども踏まえ、平成18年度から、2学期制検討委員会」を設置し、導入の可否や問題点等について計8回の検討協議を行い、町内4小中学校全ての保護者説明会を開催し、様々な意見を伺い、さらには町広報誌上で2学期制導入の理解を求めてまいりました。

また、課題解決と円滑な導入に向けて各学校の代表者からなる「2学期制準備委員会」を20年度に発足させ、種々検討協議を重ねております。

2学期制と学力と体力向上

との関連は直接にありませんが、2学期制になると各学期が約100日程度となるため、その分、授業時間数が確保され、長いスパンの中で余裕をもった授業内容を計画することができ、先生と子ども達に向き合う時間が多くなり、しっかりと学習するリズムを生み出すことができ、そのことにより学力やスポーツ活動に波及することを大いに期待しております。

については、教育基本法の改正に伴い、新たに導入される教員免許更新制度とは、変化の激しい今の時代にあつて、その時々には教員に必要とされる最新の知識や技術を習得し、そのことをしっかりと児童、生徒に還元をするということであり、既取得者には10年毎に30時間の更新時講習を受けることが義務付

けられました。しかし免許更新制度と学校教育における教職員の内部評価や外部評価との直接的な整合性はないと思いますが、学校が定めた教育目標に対して、教職員自らの関わりを評価する自己内部評価と、保護者や学校評議員などの外部評価はある程度整合性を持つことは必要と思われれます。

幸いにも本町にはバーマ市より派遣された英語指導助手により、既に英語指導を受けておりますが、必修化に向けてさらに各学校の授業への参加と、指導に対する助言を受けるなど、本町の好状況を有効に活用し、学校教育の現場に取り入れてゆく考えであります。



第1回定例会

・一般質問

質問項目「高齢者等への火災報知器の設置助成について」は、紙面の都合により掲載を省略します。



高瀬 トシエ 議員

市町村合併に対する現状認識と将来展望について

町長「当面自立の町を目指す、大きな枠組みの場合は再考する。」

合併問題をどう考えるか！

【質問】合併特例新法による合併促進が明年3月に期限切れとなることで、当面の合併はないと判断します。

しかし合併問題が消滅したわけではなく、町長の目指す「住んで良かったと実感できるまちづくり」の本體を担う重要なテーマでもあり、町民との情報、認識を共有すべく質問するものです。

一点目は、両湧別町が合併を加速させるなど、合併賛成が多数を占めた平成17年当初とは、本町を取り巻く周辺環境が一変する中で、今後合併ありき一辺倒では難しい局面があると予測されます。町政執行方針の中で「合併はさけて通れないと考えておりますが…」とありますが、なぜさけて通れないのか理由をお示しく下さい。国や道が示している合併条件とは何か、仮

に合併が具体化した場合の住民参加、民意尊重のあり方について伺います。

【答弁】(町長)

第一には財政であります。鉛筆一本に至るまで国の管理となつた財政再建団体の夕張市を見ても分かるように、国や道の借金も今後更なる拡大が懸念され、地方への予算削減となることから、住民サービスへの低下、住民負担の上昇がどの程度までなら自主、自立できるのか、一方、さらに痛みが増した場合にどこで合併を考へるべきか、これらの判断からあのような表現になつたわけでありませう。

国や道が示した市町村合併推進構想は、住民生活に重点をおき、互いに結びつきの強い町村。必要な行政サービス提供と継続の観点から人口およそ3万人規模であるこ

と。道内の地理的特性を配慮して、最も遠い役場間の移動時間が80分以内、というのが主な合併条件です。

また住民投票については投票率とも絡みますが、最終的には町民の判断であり、住民の意志を尊重した上で、十分協議を重ね判断すべきと考えます。

【質問】既に合併をした道内及び近隣町村の合併後の状況についてどのような見解をお持ちですか。また合併効果の是非についてもお聞かせください。

【答弁】(町長)

全国的に市町村数は約6割に減少、道内は212市町村が180となり、包括的に検証すると、プラス面では職員の合理化削減など財政支出の削減効果、公共事業の重複整備の解消、職員の能力向上、防

災化などの職員の配置が可能となる、などがあげられます。

一方デメリットとしては、行政と住民相互のサポート体制の後退、住民活動への行政支援が大幅削減され活動が停滞、心のよりどころを失つた結果、行政と住民との距離が遠くなつたと言われており、加えて財政計画面では、合併推進の時期とも重なり、地方予算の大幅削減が余儀なくされて財政運営が圧迫されたこと。本庁から遠い周辺部が著しく衰退し、過疎化が一層厳しい実情にあるなど北見市や遠軽町も同様であり、今後さらに厳しい財政改革が必要と伺っております。

【質問】「当面の自立」とは、合併を見越しての待機期間とも受け取れますが、町長の本音をお話ください。

【答弁】(町長)

私の本音は、自立の自治体を目指すことにありますが、今後、網走支庁一本化の舵取りがされた場合は、この限りではないと考えております。

なお、地方制度調査会では、国主導の合併促進は終結しているとの審議内容も伝わっております。

第1回定例会

・一般質問



土田 剛 議員

共和化工誘致に関わる環境整備について

【質問】現在、若里の共和化工につながる道路は、傾斜も強く、幅員も5メートルほどで車の交差もできず、車両の往来には支障となっており、その解決方法として具体的な対策を考えておられるのかどうかお伺いします。

また、周りに住んでおられる住民への環境調査（におい等）は行われているのかお伺いします。

【答弁】（町長）

共和化工環境ワクチンセンターについては、懸案であった漁業系の廃棄物を処理するため平成17年度に企業誘致し、処理量は日量50トンで、ホタテのウロのほか、管内町村の下水道汚泥、動物性残渣、さらに牛乳の廃乳、ヒトデ等が搬入、処理されております。

共和化工につながる

道路の整備は？

町長、近隣に財務局の号線があるので現地を確認後対処したい。

この施設への搬入道路として使用している町道10号道路については、道路なり橋梁の幅員も狭く勾配も急傾斜であり、路上での交差ができなく危険な状態にあり、年々増加する搬入台数に対応できない状況となっており、特に冬期間の通行に支障が出ているとの報告も受けております。

本路線について様々な検討をしておりますが、具体策は決まらない状況でした。しかし昨年、地域の方々からの新たな提言が示され、現在使用している10号道路と既に改良済みで舗装整備されている若里9号道路との間に北海道財務局管理の号線があることが判明しました。

ここに道路をつけると、施設の場所に出られるので、雪

解け後、現地を確認し可能であれば速やかに解決したいと考え、当面は町の機動力で簡易的な町道で利用し、しかるべき時期に制度を活用して道路整備を行いたいと考えます。

環境調査については、現在年1回臭気調査を研究機関に依頼すると共に、住民の要望があれば随時調査を行う体制を取っております。

この調査は工場敷地を含め、4方4カ所の500メートル離れた民家まで調査を実施し、臭気や飛散等を確認し調査票に整理するもので、施設開設後3年間で3回の調査を行い、全ては基準値内ということで地域住民の方にも報告しております。



東区における8線道路の整備について

【質問】東8線道路の整備については、自治会要望として要望し、検討いたしておりましたが、回答がなされているようですが、具体的にはどのような対策をお考えなのかお伺いします。

【答弁】（町長）

この地域の整備については、種々困難なことが伴いますが、新規就農者が希望に燃えて酪農を展開していることから、何とかしたいと考えており、今当面は掘削で河川を広げている状況ですが、国の方に何とか災害復旧も視野に入れて改良できないかと申し入れをしている現状にあります。

待避所については、町道内における用地の確保が自治会や地権者同士の協議で用地の確保ができれば、早急に道路の拡幅なり待避所の設置を進めたいと考えますし、用地の確保についても行政として積極的に取り組みをさせていただき、一つでも改善できるような対応を図っていききたいと思っております。

第1回定例会

・一般質問



但木早苗 議員

21年度町政執行

方針を受けて

【質問】執行方針に最重要施策として3点挙げていますが、その中でも特に住んでいて良かったと実感できるまちづくりは、高齢化比率30%を超えた中で、本当に住民の願いだと思えます。町づくりの考え方を伺います。

【答弁】（町長）

長期的、継続的な取り組みとして、一つは飲用水対策、2点目として厚生病院の新築計画、3点目が地域循環バスの整備で、この3つの解決を今年の大きいテーマとして、住んでよかったと実感できるまちづくりのために頑張らせていただきたいと思います。お待ちしております。

【質問】町長は人件費の抑制から少数精鋭で行政運営をし

住んで良かったと実感できる
まちづくりの考えは？

町長「飲用水対策、厚生病院新築計画、循環バス整備を大きなテーマと考えている。」

ていくと言っていますが、町長が目指している町づくり、質の高い行政サービスの提供をするためには、相反するのではないかと思います。いかがでしょうか。

【答弁】（町長）

今の職員数が適正かどうか分かりませんが、1人で2つ3つの仕事をこなしてもらいうことも必要と考えています。少数精鋭と言っても、職員

を全て減らすわけではなく、管内の情勢も調査し、来年に向けての体制整備を図りたいということ、住民の方々のマイナスにはならないようにと考えております。

介護保険制度の見直し年度にあたって

【質問】4月から要介護認定基準が変更され、それにより2、3割の方が軽度判定さ

れてしまうと新聞報道がされております。例えばチューブ栄養の人は、介護度は高いが新基準では食事の介助が必要ないので自立となるというのです。

町ではどのような調査はされているのか、また、軽度に判定される人はどの程度いるのかお伺いします。

【答弁】（保健福祉課長）

3月までは現在の基準を使うため、コンピュータのシステム変更が4月1日の年度の変更に合わせてしかできないため、新基準による調査はできていません。

【質問】町としても早く実態をつかみ、影響が出る人達への対応を考え、困る人が出ないようにしなければならぬと思えますが、いかがでしょうか。

【答弁】（町長）

基本的には自分の財産、生命は自分が責任を持って守るという考えが必要だと思えます。今後は制度の周知、PRと火の始末の徹底を図り、火災を発生させないことに全力をあげ、行政として取り組みたいと考えています。

早急に対応をとということについては、十分分かってはいますが、まだ全体を動かしてみなければ現状は分からないということもご理解いただきたいと思えます。

消防法の一部改正に伴う、火災報知器の

【質問】20年度補正予算で、地域活性化、生活対策交付金の交付を受け、1月の臨時議会です。これにより浮いた一般財源で火災報知器の設置は考えられないでしょうか。

高瀬議員も質問してしまし

たが、火災報知器の義務化が高齢者や住民に周知徹底されていないのではないかと思います。浮いた財源を住民の生命と財産を守る取り組みに使っては考えますが、いかがでしょうか。

【答弁】（町長）

基本的には自分の財産、生命は自分が責任を持って守るという考えが必要だと思えます。今後は制度の周知、PRと火の始末の徹底を図り、火災を発生させないことに全力をあげ、行政として取り組みたいと考えています。